

府政防第787号
消防災第88号
令和8年5月26日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（政策調整担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等のオンライン申請について（依頼）

日頃より防災施策へ御理解・御協力を賜り御礼申し上げます。

令和8年2月26日付の規制改革推進会議による中間答申において、都道府県知事に対する緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化が示されました。これを踏まえ、貴職におかれましては、下記の内容について御対応いただくようお願いいたします。

記

災害時等の緊急通行車両及び緊急輸送車両の確認[※]は、都道府県知事又は都道府県公安委員会が行うものとされています。このうち、都道府県公安委員会に対する申出については令和7年12月にオンラインで行うことが可能となりましたが、都道府県知事に対する申出については一部の都道府県においてオンラインで行うことができない場合が見受けられます。

そのため、当該申出についてオンライン化がなされていない都道府県におかれましては、情報システムや電子メール等によって、申出をオンラインで行うことを可能とさせていただきようお願いいたします。なお、オンライン化に当たっては、都道府県ごとに整備されている既存のオンライン申請システムの活用や、専用のメールアドレスの整備等の方法が考えられます。

また、オンライン化された際には、その旨をHP等で周知いただくとともに、以下の問合わせ先に御報告いただくようお願いいたします。

※ 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項及び第2項、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第1項及び第2項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条並びに大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項及び第2項に基づくもの。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（政策調整担当）付

柴田、深堀、今井

TEL : 03-3503-2236

E-mail : bousai-seisaku@cao.go.jp